

岩手県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成23年岩手県告示第647号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市及び岩手郡滝沢村
- 2 実施した期間 平成23年11月1日から平成24年3月23日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）